

# サテライトオフィス勤務導入奨励金

奨励金額

10万円

奨励金申請の受付期間

令和7年

2月28日まで受付中!

申請方法

郵送の場合 ..... 締切日消印有効

Jグランツの場合 .....

締切日の23時59分受付分まで有効

支給決定日から3ヶ月以内に実施

次の①及び②の要件をいずれも満たした場合に奨励金を支給します。

①「サテライトオフィス勤務を可能とする規定」を新たに整備

②サテライトオフィス勤務対象者(1名以上)が1回以上サテライトオフィスで業務を実施

取組内容

さまざまなサテライトオフィス



都内中堅・中小企業等がサテライトオフィス勤務を可能とする規定を整備し、従業員がサテライトオフィス勤務を利用した場合に奨励金を支給します。



申請書類受付・お問い合わせ

公益財団法人東京しごと財団 企業支援部 雇用環境整備課 テレワーク定着支援担当係(サテライトオフィス勤務導入奨励金担当)

TEL.03-5211-0395 (受付時間: 平日9時~17時) ※平日12時~13時、祝日、年末年始を除く

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル11階

## 支給対象事業者の要件

常時雇用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等  
※その他にも要件あり

## 対象となるサテライトオフィス

①TOKYOテレワークアプリに登録されているサテライトオフィス  
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/app/>



②自社で設置した専用のサテライトオフィス

③その他、サテライトオフィスサービスを提供している施設

※②の施設は、机、椅子などオフィス利用に必要な備品が整備された国内施設に限る

※③の施設は、国内に設置された施設で次の要件を満たすものとする

(1)共用利用を前提とした、複数の企業・団体等の従業員が社外で仕事することが可能なスペースがあること

(2)シェアオフィス、コワーキングスペースと呼ばれる施設、あるいは企業や団体が保有する施設をサードワークプレイスとして開放している施設であること

※施設利用にあたり、企業単位や個人単位の事前登録・契約の有無は問わない



## 申請から奨励金振込までの流れ

申請企業等が実施

財団が実施

支給申請



審査

支給決定通知



取組期間

- ①「サテライトオフィス勤務を可能とする規定」を新たに整備
- ②サテライトオフィス勤務対象者(1名以上)が1回以上サテライトオフィスで業務を実施(支給決定日から3ヶ月以内)

支給決定日から4ヶ月以内

実績報告

取組期間終了後から1ヶ月以内



審査

額の確定通知



奨励金請求書兼口座振替依頼書の提出



奨励金の振込

本チラシ記載以外にも要件がございます。申請にあたっては当財団HP掲載の「募集要項」を必ずご確認ください。

詳細・申請書類はこちらから

サテライトオフィス勤務導入奨励金



<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/satellite-kinmu.html>

